

令和6年11月29日

令和6年第4回奥多摩町議会定例会会議録

令和6年11月29日 開会

令和6年12月6日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和6年第4回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和6年11月29日午前10時00分、第4回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	榎戸 雄一君	第2番	伊藤 英人君	第3番	森田 紀子君
第4番	相田恵美子君	第5番	大澤由香里君	第6番	澤本 幹男君
第7番	小峰 陽一君	第8番	宮野 亨君	第9番	高橋 邦男君
第10番	原島 幸次君				

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 新島 和貴君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企 画 財 政 課 長	杉山 直也君
若者定住推進課長	坂本 秀一君	総 務 課 長	山宮 忠仁君
住 民 課 長	岡部 優一君	福 祉 保 健 課 長	須崎 洋司君
観 光 産 業 課 長	大串 清文君	自然公園施設担当課長	神山 正明君
環 境 整 備 課 長	坂村 孝成君	環 境 担 当 主 幹	原島 保 君
会 計 管 理 者	岡野 敏行君	教 育 課 長	清水 俊雄君
病 院 事 務 長	岡部 勝 君		

令和6年第4回奥多摩町議会定例会議事日程 [第1号]

令和6年11月29日(金)
午前10時00分 開会・開議

会期 令和6年11月29日～12月6日(8日間)

日程	議案番号	議案名	結果
1	—	議長定例町議会開会・開議宣告	—
2	—	2番 伊藤 英人 議員 会議録署名議員の指名 3番 森田 紀子 議員	
3	—	会期の決定について	決定
4	—	議会関係諸報告	—
5	—	町長あいさつ	—
6	議案第63号	専決処分の承認を求めることについて(令和6年度奥多摩町一般会計補正予算(第3号))	原案承認
7	議案第64号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
8	議案第65号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
9	議案第66号	奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
10	議案第67号	消防団員用高視認性活動服購入契約について	原案可決
11	—	陳情の受付について	6陳情第3号 総務文教常任委員会付託

(午前11時37分散会)

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（小峰 陽一君） これより令和 6 年第 4 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

2 番 伊藤英人議員、

3 番 森田紀子議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、去る 11 月 21 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、宮野亨議員よりご報告をお願いします。宮野亨議員。

〔議会運営委員長 宮野 亨君 登壇〕

○議会運営委員長（宮野 亨君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

令和 6 年第 4 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 11 月 21 日、議会運営委員会を開催したので、その協議結果を報告します。

はじめに、本定例会の会期であります、本日から 12 月 6 日までの 8 日間とすることに決定しました。

次に、会期中の諸日程であります、配布してあります会議予定表をご覧ください。

まず、上程された議案等は、全 12 件であります。本日及び 12 月 3 日の 2 日間で審議を行います。

次に、本定例会に対しての請願書及び陳情書の受付は、陳情が 1 件と報告されましたので、11 月 29 日の本会議第 1 日目終了後に総務文教常任委員会を開催し、審査を願います。

なお、この審査が行われた陳情の採決は、本会議第 2 日目の 12 月 3 日に行います。

次に、一般質問であります、本会議 3 日目の 6 日に行います。通告者は 9 名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされるようにご協力をお願いします。

次に、議案等の取扱いについて申し上げます。配布してあります提出案件及び上程別・採決別一覧表をご覧ください。

議案第 63 号につきましては、単独上程の上、採決は即決と決定しております。

次に、議案第 64 号から議案第 66 号の 3 議案につきましては、一括上程とし、採決については、それぞれ即決と決定しております。

次の議案第 67 号の契約案件につきましては、単独上程の上、採決につきましては、即決と決定しております。

本日の審議はこの議案をもって終了し、補正予算等については、本会議 2 日目の 12 月 3 日に再開し、審議することに決定しております。

本会議 2 日目は、議案第 68 号から議案第 73 号までの令和 6 年度の一般会計をはじめとする特別会計補正予算の 6 議案について一括上程とし、採決については、それぞれ即決と決定しております。

はじめに、副町長から総括説明をいただいた後、各課長より所管の説明を求めます。説明終了後、質疑と採決を行うことと決定しております。

次の議案第 74 号につきましては、単独上程の上、採決につきましては、即決と決定しております。

以上が本定例会の会期と議案等の取扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう議員各位のご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 12 月 6 日までの 8 日間とし、議案の上程別及び採決別についても併せて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から 12 月 6 日までの 8 日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配布してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力をよろしくお願いいたします。

また、本日の日程は、配布のとおりであります。

次に、日程第 4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については配布のとおりであります。

次に、本定例会の開会に当たり町長よりご挨拶があります。師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 本日、令和 6 年第 4 回奥多摩町議会定例会を招集させていただ

きました。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、10月26日、27日の薄曇りで過ごしやすくなった両日、第39回奥多摩ふれあいまつりを開催しましたところ、保育園、小学校の児童皆さんによる発表、また、奥多摩清流太鼓をはじめとした町内各種団体による披露、そして、出展いただきました各ブースでの展示や販売、更には仮面ライダーガヴショーと握手会、角川博さんによる昭和歌謡ショーを開催し、小さなお子さんから高齢の方々まで大勢の町民皆様にご来場いただき、皆様のお力で盛大に開催できましたことに対しまして改めて感謝を申し上げます。

また、翌日の10月28日には、奥多摩ふれあいまつり農林産物品評会において東京都知事賞を受賞したワサビを東京都庁に持参し、小池都知事をはじめ、東京都職員の皆様に日頃からの支援についてのお礼を述べ、お届けしましたところ、大変喜んでいただきました。

更には同日、平成30年に町内へ移住後、奥多摩ワサビの普及活動を続けている「わさびブラザーズ」が小池都知事と対談し、私から2人を紹介した後、2人からは、ワサビ田の災害復旧や栽培活動、体験ツアーの実施について報告がありました。小池都知事からも2人にとって原動力となるエールが送られ、私といたしましても今後の更なる活躍を期待しているところであります。

次に、第6期長期総合計画の策定に向けた取組では、7月4日に長期総合計画審議会に対して諮問を行いました基本構想及び計画期間に関する諮問事項につきまして、この19日に原島金廣会長及び森田紀子副会長から中間答申をいただきました。

今定例会に議案として上程し、ご審議をいただく基本構想につきましては、住民等との協創を重要なテーマに掲げ、住民ワークショップ等でいただいた様々なご意見を踏まえ、目まぐるしく変化する時代でも変わることのないであろう皆さんが大切にしている思いを込めて、若手職員ワーキンググループが作成した「まちの将来像」「私たちが大事にする姿勢」「未来をつくる3つのコンセプト」が示され、計画期間につきましては10年間とすのご提言をいただきました。ただし、目まぐるしく変化する情勢や住民ニーズの変化に対し、評価手法を含め、柔軟な対応に努めることが付記されました。

今後、施策等を盛り込んだ基本計画につきましてパブリック・コメントを実施し、長期総合計画審議会において検討、協議を行っていただき、ご提言をいただくことになっております。

次に、今定例会に提案いたします議案等につきましてご説明申し上げます。

議案第63号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきますので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

議案第 64 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 65 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の 2 議案につきましては、特別給の支給割合の改定を行うため、規定を整備するものであります。

議案第 66 号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、東京都人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の給料表、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するため規定を整備するものであります。

議案第 67 号 消防団員用高視認性活動服購入契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、その契約について議会の議決をいただくものであります。

次に、議案第 68 号から議案第 73 号までにつきましては、現在執行しております令和 6 年度奥多摩町一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算案となります。

議案第 74 号 奥多摩町基本構想の策定については、奥多摩町長期総合計画条例の規定に基づき、町の目指す将来の基本目標を示す基本構想を定めるため議会の議決をいただくものであります。

以上、専決処分 1 件、条例の一部改正 3 件、契約案件 1 件、補正予算案 6 件、基本構想の策定 1 件の計 12 件であります。

これら議案の具体的な内容につきましては、副町長をはじめ、所管の課長から説明をさせていただきますが、いずれの議案につきましても町の事務事業を執行していく上で必要不可欠でありますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、観光シーズンのこの秋は、奥多摩ふれあいまつりをはじめ、VERTERE 及び JR 東日本グループと提携した「奥多摩ビールフェス」や JR 東日本と連携した「オータムウオーク」などのイベントを含め、国内外から多くの観光客の皆様をお迎えすることができました。また、今年度も奥多摩町観光客誘致宿泊補助事業により、奥多摩の新たな魅力発見など、冬場の観光に資する奥多摩冬の宿泊割引券キャンペーンを実施いたします。

町といたしましても新しい滞在型観光の創出や地域の活性化へ向け、引き続き関係機関と連携を図ってまいりますので、町民皆様、議員皆様のより一層のご支援、ご協力を心からお願い申し上げまして、令和 6 年第 4 回奥多摩町議会定例会のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、師岡伸公町長の挨拶は終わりました。

これより議案審議に入ります。

日程第6 議案第63号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度奥多摩町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。井上副町長。

〔副町長 井上 永一君 登壇〕

○副町長（井上 永一君） 議案第63号 専決処分の承認を求めることにつきまして提案のご説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりその内容をご報告し、ご承認を求めるものでございます。

次のページの専決処分書でございますが、令和6年度奥多摩町一般会計補正予算（第3号）につきまして令和6年10月1日に専決処分を行いました。

理由でございますが、衆議院議員選挙の執行により予算の補正を行う必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分を行ったものでございます。

次のページの補正予算書をご覧ください。歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ859万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億7,989万7,000円とするものでございます。

予算書の2ページをご覧ください。歳入についてご説明申し上げます。

都支出金は、衆議院議員選挙費委託金の皆増により859万円を追加し、都支出金の計を24億9,829万6,000円とするもので、今回の歳入補正額は859万円を追加し、歳入の合計額を73億7,989万7,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、選挙費は、衆議院議員選挙の執行に伴い859万円を追加し、総務費の計を14億2,850万4,000円とするもので、今回の歳出補正額は859万円を追加し、歳出の合計額を73億7,989万7,000円とするものでございます。

以上で、議案第63号の説明を終わります。ご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第63号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第63号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 63 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小峰 陽一君) 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 6 議案第 63 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小峰 陽一君) 起立多数であります。よって、議案第 63 号については、原案のとおり承認されました。

次に、日程第 7 議案第 64 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 8 議案第 65 号 特別職の議員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第 9 議案第 66 号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

[総務課長 山宮 忠仁君 登壇]

○総務課長(山宮 忠仁君) それでは、議案第 64 号から議案第 66 号までの説明をさせていただきますが、タブレット端末につきましては、議案第 64 号、議案第 65 号並びに議案第 66 号のファイルが対象となります。また、その続きで議案第 64 号から議案第 66 号提案説明附属資料のファイルが載せてございます。こちらの資料も合わせてご参照いただきたいと思います。

それでは、議案第 64 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 65 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 66 号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上 3 件の条例改正につきましては、提案理由に関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、東京都人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の給料表、期末手当及び勤勉手当の支給割合等を改定するため並びに議員及び特別職の特別給の支給割合の改定を行うため規定を整備する必要があるためでございます。

議案の説明に入ります前に、10 月 18 日に東京都人事委員会から発出されました勧告等の概要につきましてご説明いたします。

この人事委員会による給与勧告制度は、労働基本権が制約されている公務員の給与について適正な水準を確保するためのものであり、都民の理解と納得を得ながら職員給与を決

定する方式として定着しております。

町一般職の職員給与に関しましては、東京都の職員給与条例に基づく給料表を適用し、改定しておりますが、令和6年東京都人事委員会の給与勧告では、民間事業所の賃上げ状況等を反映し、給料表及び特別給とも引き上げる内容となっており、民間従業員の給与水準を適切に職員の給与に反映する観点から早期の較差解消が求められ、勧告どおりの実施が望まれるとしております。

なお、例月給、特別給共に3年連続の引上げ改定となります。

続きまして、改定の具体的な内容についてご説明いたします。

はじめに、例月給では本年4月時点の職員と民間従業員の給与の比較結果に加え、生計費や国家公務員に適用する人事院の勧告内容などを総合的に勘案した結果、給料表の引上げ改定を行うことで公民較差の解消を図ることが適当であると示され、平均月額で1万595円、率といたしまして2.59%の引上げ改定となりました。

また、人材確保の観点から初任給を大幅に引き上げる改定内容としつつ、全級全号給の引上げ改定を行うもので、本年4月1日に遡及して実施するものでございます。

次に、特別給では、民間従業員に対する直近1年間の賞与の支給実績と職員に対する特別給とを比較し、民間事業所における支給割合を考慮した結果、年間支給月数を0.20月分引き上げ、現在の4.65月から4.85月とすることが適当であり、当該引上分は期末手当及び勤勉手当で均等に配分することが適当とされるもので、この改定は、本年12月期の期末勤勉手当から実施するものでございます。

今回の改定による職員1人当たりの給与と期末勤勉手当の支給額に係る増額分の給与モデルにつきましては、20歳代の主事職で扶養なしの場合、年間で49万2,000円、30歳代の主任職で子ども1人の扶養がある場合、年額で31万5,000円、40歳代の係長職で配偶者と子ども2人の扶養がある場合、年額で16万4,000円、50歳代の課長補佐職で配偶者と子ども2人の扶養がある場合、年額で15万2,000円とそれぞれ増額となりますが、ここでも初任層に重点を置き、各級にメリハリをつけた改定内容とされております。

それでは、議案の内容についてご説明させていただきますが、議案第64号及び議案第65号につきましては、議案第66号の一般職の給与改正条例をベースに特別給である期末手当を改定するものでありますので、はじめに、議案第66号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例からご説明させていただきます。

恐れ入ります、タブレット端末の議案第66号をご覧ください。

提案理由につきましては、冒頭申し上げたとおりでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明させていただきます。27 ページをご覧ください。新旧対照表でございます。改正部分は下線部となりますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、第 18 条第 2 項におきましては、期末手当の支給月数について「100 分の 120」を「100 分の 125」に改め、同条第 3 項では、定年前再任用短時間勤務職員に対する支給月数につきまして「同項中『100 分の 120』とあるのは『100 分の 67.5』」を改正後は「同項中『100 分の 125』とあるのは『100 分の 70』」に改め、一般職における期末手当の支給月数を年間では 0.10 月分引き上げるものです。

次に、第 19 条第 2 項におきましては、勤勉手当の支給月数について「100 分の 112.5」を「100 分の 117.5」に改め、同条第 3 項では、定年前再任用短時間勤務職員に対する支給月数について「同項中『100 分の 112.5』とあるのは『100 分の 55』」を改正後は「同項中『100 分の 117.5』とあるのは『100 分の 57.5』」に改め、一般職における勤勉手当の支給月数を年間では 0.10 月分引き上げるものです。

以上から一般職における特別給である期末勤勉手当の支給月数を年間で 0.20 月分引き上げ、人事委員会で勧告された年間支給月数と同様の 4.85 月に改めるものです。

次に、28 ページ、最後のページになりますけれども、こちらをご覧ください。附則でございます。

第 1 項では施行期日として、この条例は、公布の日から施行するとしており、第 2 項の適用区分では、この条例による改正後の奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）別表第 1 及び別表第 2 の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用するとしておりますが、別表第 1 及び第 2 につきましては、改正後の新条例に基づく給料表を指しており、その適用について本年 4 月 1 日に遡及するものとしております。

ここで新条例に基づく給料表の改定概要につきましてご説明させていただきます。恐れ入りますが、タブレット端末のページで 3 ページ、大分前のほうになりますけれども、こちらのほうをご覧ください。

別表第 1、（ア）行政職給料表（1）でございます。こちらの給料表で職務の等級が 1 等級、一番左のほうになりますけれども、これは主事職となりますが、こちらの号給で表の中段に 17 というところ、17 号給をご覧ください。1 等級 17 号級というところになります。ここでは給料月額が今回 20 万 2,100 円となっておりますが、改正前の給料表では 17 万 2,800 円でありましたので、今回の改定により改正後は 2 万 9,300 円、率にして 17% の大幅な引上げとなります。

一方で、6ページをご覧いただきたいと思います。中段にございます同じ1等級ですので、一番左のほうになりますけれども、124号給の給料月額31万7,900円につきましては、改正前は31万6,900円であり、引上額は1,000円の引上げにとどまっており、人材確保の観点から初任給を大幅に引き上げる給料表の改定内容となっております。

なお、2等級から4等級及びその他の給料表につきましては、(ア)行政職給料表(1)の改定内容を基本といたしまして改定を行うものでございますので、以後の別表第1及び別表第2の説明は省略させていただきます。

恐れ入りますが、一番最後のページでございます。再度28ページのほうをご覧ください。附則の第3項では、期末手当に関する特例措置として、令和6年12月の支給月数につきましては、本則の規定にかかわらず一般職は100分の130とし、定年前再任用短時間勤務職員は100分の72.5とすること並びに次の第4項では、勤勉手当に関する特例措置として、令和6年12月の支給月数につきましては、本則の規定にかかわらず一般職は100分の122.5とし、定年前再任用短時間勤務職員は100分の60としております。そして、第5項では、給与の内払いとして、この条例による改正前の条例の規定に基づいて令和6年4月1日から、この条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなす規定を定めるものでございます。

なお、今回の職員給与の条例改正につきましては、職員組合の理解を得て提案させていただいておりますことを申し添えます。

続きまして、タブレット端末、議案第64号をご覧ください。議案第64号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

提案理由につきましては、冒頭申し上げましたとおりでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明させていただきます。最後のページになりますが、3ページをご覧ください。新旧対照表でございます。

第5条第2項におきましては、期末手当の支給月数について「100分の170」を「100分の180」に改め、6月期及び12月期の期末手当の支給月数をそれぞれ0.10月分引き上げ、年間では一般職と同様に0.20月分引き上げる改定内容とするものです。

附則でございますが、第1項では、施行期日として、この条例は、公布の日から施行するとしており、第2項では、期末手当に関する特例措置として、令和6年12月の支給月数につきましては本則の規定にかかわらず100分の190とし、今回は令和6年12月から年間支給月数を現在の3.40月から0.20月分引き上げ、3.60月に改める規定を定めるものでご

ございます。

なお、議会の議員の期末手当の改定等につきましては、人事委員会勧告の対象とされるものではございませんが、今回、近隣自治体の改定状況などを勘案し、理事者と議長が調整を行った結果、所要の改定内容で提案をさせていただくものでございます。

続きまして、タブレット端末の議案第 65 号をご覧ください。議案第 65 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

提案理由につきましては、冒頭申し上げましたとおりでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明させていただきます。3 ページをご覧ください。新旧対照表でございます。

第 3 条第 2 項におきましては、期末手当の支給月数について「100 分の 232.5」を「100 分の 242.5」に改め、6 月期及び 12 月期の期末手当の支給月数をそれぞれ 0.10 月分引き上げ、年間では職員と同様に 0.20 月分引き上げる改定内容とするものです。

附則でございますが、第 1 項では、施行期日として、この条例は、公布の日から施行するとしており、第 2 項では、期末手当に関する特例措置として令和 6 年 12 月の支給月数につきまして、本則の規定にかかわらず 100 分の 252.5 とし、令和 6 年 12 月から年間支給月数を現在の 4.65 から 0.20 月分引き上げ、職員と同様の 4.85 月に改める規定を定めるものでございます。

特別職につきましては、一般職と同様に常勤であるため、人事委員会勧告における特別給 0.20 月分を引き上げる改定を実施するものでございます。

次に、恐れ入りますが、タブレット端末の議案第 64 号から議案第 66 号給与等条例改正提案説明附属資料、こちらをご覧ください。A4 横表となっております。こちらにつきましては、各議案でご説明いたしました特別給の改定内容について一覧表としてお示しするものでございます。上段の表につきましては、左から議員、特別職及び一般職の特別給について基準日及び支給月ごとの状況を示しております。

今回の改定ポイントといたしましては、3 者とも令和 6 年 12 月の支給においては、年間引上分である 0.20 月分を上乗せし、令和 7 年からは 6 月期及び 12 月期で 0.10 月ずつを均等に配分することとしております。

なお、今回の給与改定に伴い、中段にお示ししてございます会計年度任用職員の特別給につきましても引上げの改定を実施いたします。中段の改正表をご参照ください。現在の支給月数は 2.40 月であります。この 12 月から一般職の期末手当と同様に 0.10 月分を引上げ実施するものであります。会計年度任用職員の特別給に関する規定については、一般

職員の給与条例を準用する旨の規定があることから、この準用規定を適用し、実施するものです。

また、現在、会計年度任用職員には導入されておられません勤勉手当の制度につきましては、都内自治体の導入状況等を勘案し、令和7年度からは導入の方向で検討を進めており、令和7年度の当該改正表では、一般職員の年間支給率と同様の4.85月を見込んでおります。

表の欄外、下段には①から④として表内数値の説明を記載してございますので、お読み取りいただきたいと存じます。

ここまでご説明いたしました各条例の改正内容に伴う予算につきましては、今定例会に上程しております一般会計補正予算（第4号）をはじめとする各会計の人件費予算に計上してございますので、本会議第2日の補正予算審議につきましてもよろしくお願ひしたいと存じます。

以上で、議案第64号から議案第66号までの説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第64号の質疑を行います。質疑はありますか。大澤議員。

○5番（大澤由香里君） 5番、大澤です。

議員の期末手当の引上げだということですが、具体的に議長、副議長、議員の値上げの額を教えてください。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 5番、大澤議員さんからのご質問にお答えいたします。

今回の改定に伴う議長、副議長の引上額についてということでございます。今回期末手当の引上げになりますが、議長におかれましては8万2,800円、副議長におかれましては7万3,600円の引上額となります。

それから、議員の引上額でございます。こちらにつきましては1人当たり6万9,000円の引上額ということになります。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑がないようでありますけれども、討論の申出がありましたので、これより討論を行います。討論を申し込みました大澤議員、どうですか。

○5番（大澤由香里君） 5番、大澤です。

では、討論いたします。

議案第 64 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

本条例改正案は、東京都人事委員会の勧告に基づく職員の例月給、特別給の引上げに連動して議員の期末手当が引上げられるというものです。

物価上昇に賃金が追いつかず、暮らしが厳しくなっており、職員の賃金引上げは当然です。公務員の給与引上げは、ほかの労働者の賃金引上げや地域経済に波及が見込まれるなど重要です。しかし、労働条件の異なる特別職や議員については立ち止まって考える必要があるのではないのでしょうか。

今、町民の暮らしはとどまるどころを知らない物価高や社会保障費の負担増で厳しさが増えています。町民からは「物が高くて困る」「主食の米の値上げが一番つらい。以前は 2,000 円程度で買えた米 5 kg が 3,000 円にもなっている。どうやって節約しようか悩む」といった声があちこちで聞かれます。また、自営業の方からも「光熱費や材料費の値段がかなり上がって経営が本当に厳しい」という切実な声が寄せられています。

長期化し、深刻化する物価高騰によって町民は大変な思いをしながら暮らしています。こんなときに一昨年、昨年に続いて特別職や議員の期末手当を増額することに町民の理解が得られるとは思いません。少なくとも据え置くべきだと考えます。

以上、反対の理由を申し上げ、議員の皆様のご賛同をお願いいたしまして討論といたします。

○議長（小峰 陽一君） 次に、議案第 64 号について賛成の議員の討論を行います。賛成の討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） なしと認めます。

次に、議案第 64 号について反対の議員の討論を行います。3 番、森田議員。

○3 番（森田 紀子君） 3 番、森田です。

議案第 64 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

本条例案は、東京都人事委員会の勧告により、町一般職の職員期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げと同様に、議員の期末手当をも引き上げるというものですが、一般職の特別給 0.20 月分の引上げは、期末手当及び勤勉手当にそれぞれ 0.1 月分を配分するとのこととあります。

非常勤の特別職である議員は、勤勉手当がないため、職員と同様に引き上げるという理由は通りません。

また、議員の報酬を改定する際には奥多摩町特別職報酬等審議会に諮りますが、期末手当については図られておりません。期末手当にあっても改定の際には第三者的な立場の方々の意見を聞くべきだと考えます。

昨今の物価高騰で町民の生活が苦しくなる中、議員の期末手当を上げることに町民の理解が得られるか、大変疑問であります。

以上の理由から、本議案に反対させていただきます。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 次に、議案第 64 号について賛成の議員の討論を行います。賛成の議員、討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 賛成の討論はなしと認めます。

次に、議案第 64 号について反対の議員の討論を行います。反対の討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） なしと認めます。

以上で、議案第 64 号の討論を終結します。よって、これより採決します。

日程第 7 議案第 64 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 64 号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8 議案第 65 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありますか。大澤議員。

○5 番（大澤由香里君） 5 番、大澤です。

先程と同じように、具体的に町長、副町長、教育長の値上げの額を教えてください。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 5 番、大澤議員さんからの質問にお答えいたします。

特別職に関する引上額ということでございます。今回の改定に伴います期末手当の増額分でございますけれども、町長では 17 万 7,357 円の引上げ、副町長では 15 万 5,747 円の引上げ、教育長では 14 万 8,543 円の引上げ、以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小峰 陽一君) なしと認めます。

次に、只今上程の議案第 65 号について討論の申出がありましたので、これより討論を行います。議案第 65 号について異議がありましたので、討論します。

はじめに、議案第 65 号について反対の議員の討論を行います。大澤議員。

○5 番(大澤由香里君) 5 番、大澤です。

議案第 65 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について反対の討論をいたします。

本条例改正案は、東京都人事委員会の勧告に基づく職員の例月給、特別給の引上げに連動して特別職の期末手当が引き上げられるというものです。

特別職の報酬は、町民の所得水準と比較しても高いものであり、町民の暮らしが厳しさを増している中、特別職の期末手当を増額することに町民の理解は得られないと考え、議案第 64 号と同じく反対といたします。議員の皆様のご賛同をお願いし、討論といたします。

○議長(小峰 陽一君) 次に、議案第 65 号について賛成の議員の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小峰 陽一君) なしと認めます。

次に、議案第 65 号について反対の議員の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小峰 陽一君) なしと認めます。

以上で、議案第 65 号の討論を終結します。よって、これより採決します。

日程第 8 議案第 65 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小峰 陽一君) 起立多数であります。よって、議案第 65 号については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小峰 陽一君) ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 10 分から再開します。

午前 10 時 55 分休憩

午前 11 時 10 分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第 9 議案第 66 号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 66 号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第 66 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 9 議案第 66 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 66 号については、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 67 号 消防団員用高視認性活動服購入契約についてを議題とします。

これより提案の理由を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 杉山 直也君 登壇〕

○企画財政課長（杉山 直也君） それでは、議案第 67 号 消防団員用高視認性活動服購入契約についてご説明させていただきます。

議案第 67 号の 1 ページをご覧ください。提案の理由でございますが、予定価格が 700 万円以上となる契約であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

契約の目的は、消防団員用高視認性活動服でございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

契約金額は、891 万円でございます。

契約の相手方は、東京都あきる野市小川東 1 丁目 2 番地 11、株式会社セイフティー、代表取締役、佐藤剛伸氏でございます。

入札調書につきましては、議案書の次のページに添付してございますので、ご参照いただきたいと存じます。

なお、本契約につきましては、去る 10 月 25 日に入札を執行いたしまして、現在仮契約

を結んでおります。本日議決をいただきますと、12月2日が本契約となります。

事業概要につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） それでは、議案第67号に係ります消防団用高視認性活動服の概要につきましてご説明させていただきます。タブレット端末、入札調書の次のページをご覧ください。3ページとなります。消防団員用高視認性活動服購入仕様書でございます。

次の4ページをご覧ください。1の概要では、町が調達する消防団員用高視認性活動服について必要な事項を定めるとしてありまして、2の条件では、活動服について良質な素材を使用することや出荷証明書の提出並びに疑義が生じた際には町係員の指示を受けることなどについて、3の見本品提出では、試作品の提出を求めることなどを記載してございます。

4の品番、品名及び数量では、今回発注する活動服の指定メーカーを示すとともに、納品数量を250着としており、5において納期を令和7年2月28日としており、6で町役場に納入することを定めております。

次の5ページからは7の制式で、活動服の型式、生地材料について、次の6ページから8ページにかけては、縫製やサイズ表について定めておりますが、実際の活動服のイメージといたしましては、最後の9ページにございます、番号で言うと10の図に示してございますので、ご覧ください。現在、消防団員が着用している活動服は、平成25年度に導入された型式で、青色がメインであり、両胸ポケットの一部と、襟の一部にオレンジ色を配色しておりますが、今回導入を予定しております高視認性活動服は、図に示してありますとおり上半身の胸から背中にかけて、どの角度からもオレンジ色が確認できる配色となっております。また、ズボンにつきましてもカーゴポケットにオレンジ色を配色するとともに、図にはございませんが、ベルトについてもオレンジ色とすることで全体的にオレンジ色の面積を広くしております。

この理由といたしましては、平成26年に総務省消防庁において消防団の装備の基準等の改正が実施されたことによりますが、これは平成23年の東日本大震災において多数の消防団員が犠牲になったことを踏まえ、装備品や資機材の充実を図ることで消防団員の安全確保を図るために改正されました。

この改正の中で活動服につきましては、機能性及びデザイン性の向上を図り、消防団員

の士気向上等に資する観点から型式が変更されました。

また、オレンジ色の配色を増やしたことについては、夜間活動時等の視認性及び注目度を高めるため変更されました。

このように今回導入を図る活動服につきましては、総務省消防庁の基準に沿ったもので、消防団員の安全な活動を担保する観点から更新を図るものでございます。

以上で、議案第 67 号の説明を終わります。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第 67 号の質疑を行います。質疑はありますか。原島議員。

○10 番（原島 幸次君） 10 番、原島です。

1 点お聞きしたいんですが、今までの消防服があるんですが、聞いてみますと、弱かったり、破けたり、非常に弱いという話も聞いております。今回の活動服も年間では相当着る機会が多いわけですから、訓練があったり、それから火災のときには実際に着ていくということで、非常に利用価値が高いと思います。

それにつきまして今までの服と比べてかなり丈夫なのかどうか、その辺をお聞きしたいし、1 着幾らぐらいするのか、それもできればお聞きしたいと思いますので、とにかく危険なところに行くもんですから、丈夫で、危険性も少しでも和らげるような服がいいのではないかと思います。質問させていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 10 番、原島議員さんからのご質問にお答えいたします。2 点ございます。

1 点目ですけれども、活動服の丈夫さについてということでございます。先程の仕様書の 5 ページのほうにも生地材料ということで、専門的な要項もありますけれども、細かく載せてございます。今回の部分については今、一般の服でも増えてきましたけれども、生地にストレッチ、伸びるような生地を使ったりということです。消防団員の服は以前からそうですけれども、静電防止素材ということで、火花なんかつくと火災の原因になりますので、そういったところのものもそうですし、現代では、これも一般的になっています抗菌、消臭の対策、こういったものが入っております。

混紡率というところもありますけれども、昔は綿だとか、ナイロン系の本当に単純なものだったんですけれども、今はレーヨンとかポリエステルということで、強度の強いものを入れてございます。

また、副資材というところもありますけど、いろいろなところにポケットとかボタンのところもそうですけど、補強素材を入れるような仕様書になっております。この辺につきましても基本的には消防庁の基準に沿ったものを入れるということで、長く使えるようにしたいということでございます。

先程説明申し上げましたとおり、現在の活動服が平成 25 年の導入ということで、10 年以上たっておりまして、平成 26 年の消防庁の基準が変わったことによりまして今回の更新なんですけども、現在使っている活動服の生地というか、もう手に入れられないという実情もございます。今回 250 着を導入させていただくんですけれども、これ 1 着当たりでいきますと、2 点目の質問の答弁になりますけれども、単純に割り返しで 3 万 5,640 円ということでございます。

現状としましては、実団員数の関係もございますので、203 着分配布して、今後の新入団員の加入等を見越して予備で 47 着というような想定をしております。よろしくお願いたします。

○議長（小峰 陽一君） ほかに。宮野議員。

○8 番（宮野 亨君） 8 番、宮野でございます。

これも余計なことを言うようなんですけど、これ背中に印刷ですかね、それとも刺しゅうですかね、奥多摩町のネームが入るのかなと思うんですけども、250。こんなことがあっちゃいけないんですけども、通しナンバーで番号が 1 から 250 までどこか 1 つ入っていると、マイナンバーじゃないけど、この人が何番を着ているというので、何かのときに役に立つのかなと思って、これはだから奥多摩の消防団服に関してじゃなくて、東日本大震災のとき団員さんがかなり亡くなったとか、ここで土砂災害に巻き込まれたとかいろんなのがあって、ナンバーをつけていくのもありなのかなと思って、ちょっとご意見として言ったので、もし答弁なければ結構ですけど。お願いします。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 8 番、宮野議員さんからご意見ということで、答弁はできればということなんですけども、先程説明の中で細かい部分でしたので、ちょっと割愛をさせていただいたんですけど、9 ページのカラーの活動服の画面をもう一度確認をお願いしたいんですけども、上着のほうの正面向いている左上の図の中で、線を引いてありまして、階級章台というのと胸のところ団名刺しゅうとなっていますけれども、プラス現状は名字というんですか、名前も入れるような形に現在もしております。また、背中部分は刺しゅうかどうかという話なんですけれども、仕様のほうではプリントということで、

発注内容はそのように定めております。よろしくお願ひいたします。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。榎戸議員。

○1番（榎戸 雄一君） 1番、榎戸です。

図と仕様書に明確にズボンの両脇のポケットということで記載されているんで、間違いはないかと思いますが、従来のは両脇のポケットがなくて非常に使いにくかったというのがありまして、ここは間違いなくついているのかなというところの確認と、あとは長く着るものですから、太っちゃってはけないんだよななんていうのをよく聞いたんですけど、今回はアジャスターがついているんで、非常に利便性が上がるのかなと思ったんですが、ポケットはぜひついてほしいなというところで、確認でございます。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 1番、榎戸議員さんからのご質問にお答えいたします。

確認事項ということですが、ズボンの両ポケットということで、いわゆるカーゴのポケットですが、今回はこちらを仕様書の中でもつけてほしいということで示しておりますので、この部分については必ずつけるということになります。この部分もやはり消防庁の改正に伴って同じ仕様ということで流通しているものですので、必ずつけるようにしていきたいと思ひます。

それから、長年使うもので、いわゆる団員の体形の変化もあるということで、8ページのところのサイズ表にもあるんですけども、一応サイズとして各A体からB体というようなことであるんですけど、一番右下もそうですけれども、股下等あるんですけども、いわゆるウエストの部分、9ページのズボンの左側の横から見たような図がありますが、レール式アジャスターということで、これも体形の変化に対応できるようにということで、こういう仕様にしていきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はございますか。相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

とても余計なことかもしれないんですけど、裾上げテープなんですけど、議員会でも活動服が先日支給されましたけれども、アイロン圧着用 of 裾上げテープが入っているんですけども、大変な現場に出て、圧着用 of 裾上げ of テープだけで大丈夫なのかなと思うんですね。

町の中には結構ミシンが得意な人とかもいらっしゃるんで、活動服を着る方の中には、支給される方の中には独身の男性の方も多いかと思うので、もしそういうのを1つ町で募集してというか、募ってというか、そういうことができれば丈夫なズボンができるのかな

と思われましたので、そこら辺ご検討いただければと思います。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 4番、相田議員さんからのご質問にお答えいたします。

8ページの上段のほうに（サ）で裾上げテープということで、アイロン圧着用の裾上げテープをズボン1本に対して1個附属するというので、長さ調整はこのテープで対応していただきたいというのが基準でございます。

それで、独身の男性の団員だとなかなか難しいんじゃないかというようなことで、ミシン等誰か使える人がいればということの検討もということなんですけども、やはり200何着とかありますので、なかなか一斉に出してサイズ直したりというのがちょっと時間軸を考えても、来年の春に間に合わせるような形でいくと厳しいのかなというのがあります。そういったことも含めての対策で裾上げテープなんですけども、あと一点、現場で支障がないかという話なんですけど、基本的に裾を引きずっちゃって危ないんじゃないかというご心配もあるのかなと思うんですけども、ある程度裾を上げていただいて、団員は安全靴を履いて裾は隠しますので、ブーツというか靴の中に、外に出さないの、その辺も全部安全確保ということで各団に周知しているところでございますので、運用については現状としては大きな支障はないものということで認識しておりますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。森田議員。

○3番（森田 紀子君） 3番、森田です。

仕様書の中で、こちらのメーカーさんが（株）イマジョーさんということで、こちらのメーカーを選んだ基準を教えてください。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 3番、森田議員さんからのご質問にお答えいたします。

仕様書の4ページのところで4番のところに品番、品名というところで、メーカーが株式会社イマジョーということで、この選定理由ということでございます。

先程来ご説明申し上げますけれども、今回の更新の根拠が消防庁の改正に伴うものということで、消防庁からの通達の中でも同じような先程の団員服のイメージ図が載っていて、それを今回も導入するんですけども、そこを取り扱っているメーカーがここしか基本的にはないというような話が基になっております。あとは納入に当たって全て対応を図れるところということで選定したメーカーでございますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。大澤議員。

○5番（大澤由香里君） 5番、大澤です。

股下が85cmフリーとなっているんですけども、これに対応する身長はどこまでかなと。以前、団員の方が立っているときにすごつつんつるてんのズボンをはいていらっしゃる方がいらっしゃって、「これ、大きいのないの」と言ったら「これが一番大きいんです」と言われて、どれくらいの身長まで対応するのかなというところ、新しい消防服は。お願いします。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 5番、大澤議員さんのご質問にお答えいたします。

8ページのところで、股下が85cmフリーということで、フリーは裾上げテープで対応ということなんですけども、逆に何cmぐらいの身長まで耐えられるかという話なんですけども、私を基準にしてはあれなんですけど、私、大体180ちょっと欠けるぐらいなんですけども、その体形にもよるんですけども、85cmの股下だと私でも全然つつんつるてんにならないです。ということなので、さっき言ったように、いわゆるスーツなんか着るときの短靴ではなくて、いわゆる安全靴で、ある程度すねの部分まで隠れたりということもありますので、それを考慮して恐らく190cm規模まで大丈夫だというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第67号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第67号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第10 議案第67号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第67号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11 陳情の受付について、6陳情第3号を議題とします。

陳情文書表を事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（新島 和貴君） それでは、朗読します。

議請願第2号 令和6年11月29日、奥多摩町議会議員殿。奥多摩町議会議長小峰陽一。

請願書・陳情書の受付について。

議会に提出された陳情1件について下記のとおり受け付けたので報告する。

奥多摩町議会第4回定例会。

請願・陳情文書表。

番号、6陳情第3号、受付年月日、令和6年11月13日、件名、「再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の促進を国に求める意見書」の提出を求める陳情書。

陳情人の氏名、東京都青梅市河辺町9丁目3番地の14、日本国民救援会青梅支部代表、西村一男。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） お諮りします。只今議題となっております6陳情第3号については、会議規則第37条の規定により所管の常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、6陳情第3号については、所管の総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は12月3日となっておりますので、明日から12月2日までの3日間は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、明日から12月2日までの3日間は、休会とすることに決定しました。

なお、本会議2日目は、12月3日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これをもって散会します。大変ご苦労さまでした。

午前11時37分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員